

戦争責任をどう考えるか

極東国際軍事裁判（東京裁判・1945～46年）は連合国が日本の侵略戦争の責任者を裁いた裁判です。その後、1951年のサンフランシスコ講和条約（連合国48か国が署名）で日本は主権を回復することになりますが、その第11条に「日本国は極東軍事裁判所…の裁判を受諾し」と明記されています（注）。つまり、この条約で日本は侵略戦争の誤りと責任を認めることを世界に宣言して、1956年には国連への加盟が承認されます。こうして日本は再び国際社会に復帰したのです。これが戦後の国際社会の基本認識です。しかし、日本の保守層の本音は違いました。侵略戦争の責任を問われて絞首刑になったA級戦犯たちは、靖国神社に「昭和殉難者」として合祀され、「護国の神」「英霊」となり、そこに今日まで、歴代の首相や閣僚、多数の国会議員たちが参拝を続けています。そして、そのような人々が今、戦後日本の基本原則を定めた日本国憲法に手をつけ始めました。まずは憲法9条への自衛隊明記、緊急事態条項の創設などを含む改憲案の国会提出を準備しています。

ですから、今回の「戦争責任をどう考えるか」というテーマは遠い昔の話ではなく、現代と未来につながる重要な問題なのだと思います。まずは歴史的な事実を確認しましょう。ただし、ここでは紙幅の関係で詳細な報告はできません。ぜひ近現代史ゼミに直接参加して学習し、あなたの意見も述べていただきたいと思います。（ゼミスタッフ・設楽春樹）

（注）講和条約11条の「裁判を受諾」は「裁判という手続き」を受諾したのであって、「判決」を受諾したのではないと主張する人々がいるが、歴史的な経過からすると非常に無理な理屈というしかない。

最初に確認——A級戦犯とBC級戦犯

1945年8月8日、連合国4か国（米・英・仏・ソ）代表がロンドンに集まり、先に敗戦となったドイツなどの戦犯を裁くために**ロンドン国際軍事裁判所憲章**を定めた。その6条に3つの罪を規定している。

- A項—**平和に対する罪**（侵略戦争を計画、準備、開始、遂行、共同謀議）
- B項—**戦争犯罪**（既定の戦時法や慣例違反。捕虜や一般人の虐待、殺害、略奪など、古くから国際法上の犯罪として確立していたもの）
- C項—**人道に対する罪**（戦前・戦中に、すべての一般人民に対して行われた殺害、せん滅、奴隷化などの非人道的行為、政治的、人種的または宗教的理由にもとづく迫害行為）

ドイツの戦犯を裁くニュールンベルク裁判（45年11月20日～46年10月1日）はこれ

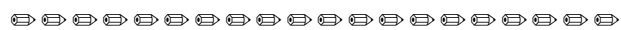
ら3つの罪によって戦犯を裁いた。そして、日本の戦犯の裁判にも同じものが適用された（**極東国際軍事裁判所憲章・第5条**）。A級戦犯、B級戦犯、C級戦犯の区分はこの憲章のA項、B項、C項からきている。しかし、C項の「人道に対する罪」はもともとドイツのユダヤ人大量虐殺などを裁くために導入したもので、日本の戦犯裁判にはなじまなかった。そこで、実際に東京裁判で適用する場合には、「通例の戦争犯罪および人道に対する罪」というようにBとCをくっつけた。

また、アジア各地で行われたBC級裁判では、殺人や虐待を命令する立場にいた指揮官などをB級、実行者をC級とするようなことも考えられたというが、いずれにしても、その区別は難しく、大半の軍事法廷ではBC級戦犯として一括処理された。

ドイツや日本の戦争責任を裁くための「平和に対する罪」（A級戦犯）も「人道に対する罪」（C級戦犯）もそれまでに国際法上、

明確に規定されることがなかった罪であり、「事後法」、つまり後からつくった法律で、過去に遡って罪を裁くことになるのではないかという批判をまねくことになった。

極東国際軍事裁判（東京裁判）は、主にA級戦犯として日本の侵略戦争の指導層を裁いたもので、7名が死刑となった。BC級戦犯の裁判は連合国各国がアジア各地で行ったもので、死刑は984人（死刑執行は934人）にのぼった。



1、「ポツダム宣言」に基づく戦争責任追及の場—極東国際軍事裁判（東京裁判）

1946年5月3日～48年11月12日、東京市ヶ谷の旧陸軍士官学校講堂（現防衛省構内）で行われた。目的は、侵略戦争とその責任者を裁くこと、これは先行したドイツのニュールンベルク裁判と同様だが、ニュールンベルク裁判は、裁く側の米英仏ソ4国が対等だったのに対して、東京裁判はアメリカが決定的な主導権を握っていた。

参考

○1945年7月26日、ポツダム宣言（米英中三国宣言、のちソ連が加わり四国）

「…われらの俘虜を虐待したものを含む一切の戦争犯罪人に対しは厳重な処罰が加えられるであろう。」

○8月14日 日本政府、ポツダム宣言受諾決定

2、天皇（大元帥陛下）はなぜ戦犯として訴追されなかったのか

○アメリカの世論調査、アメリカ議会の決議は天皇への処罰感情が非常に強かった

○オーストラリア、中国、イギリス、ソ連も天皇制を否定

○日本政府は天皇免罪の論理を展開
戦争は天皇の知らないところで始まった。天皇は政府や軍部が決定したことを承認するのが慣例。初めから天皇は平和的解決を望んでいた。終戦は天皇の決断による。

○決めたのは東京裁判を主導したアメリカ政府

国務次官やマッカーサーの進言もあり、天皇は不起訴に。つまり、日本における天皇

の存在を利用したほうが占領政策には得策だ、とするアメリカ政府の判断。

3、「天皇・マッカーサー会見」（9・27）

○天皇没後の追悼記事では、天皇が「責任はすべて私に」と語ったとされている

○記事の根拠はすべて『マッカーサー回想記』（1964年刊行）に拠っている

○文芸春秋編集の「マッカーサー戦記・虚構と真実」と題する特集（1964年）では『回想記』には数々の「誇張」「思い違い」「全く逆」の記述があると指摘

○通訳を務めた奥村勝蔵の記録には、天皇が自身の責任にふれた「発言」はない

4、GHQ、戦犯容疑者に次々と逮捕命令

○9月11日の東条逮捕令を皮切りに12月6日までに多数の戦争指導者たちを拘禁

○逮捕劇のなかで自殺者も相次いだ。
東条英機（首相・自殺未遂）、杉山元（元帥・陸軍大将）、本庄繁（陸軍大将）、近衛文麿（首相）など

5、国際検事団 11名（首席・キーナン米検事）、28被告を起訴（46・4・29）

○大川周明は入院、他の2名が途中病死したため、判決は25被告

○罪状認否では、入院した大川を除く27被告全員が無罪を申し立て

参考

※検事も判事もアメリカ、イギリス、ソ連、中国、フランス、カナダ、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、後にインド、フィリピンを加えた11か国からの11名。検事団の中心はアメリカ人のキーナン首席検事、裁判長はオーストラリアのウェッブ。そして、日本人とアメリカ人による弁護団も編成された。

6、法廷で何が裁かれたのか（最初の確認事項参照）

「平和に対する罪」「通例の戦争犯罪および人道に対する罪」以外に「殺人」という訴因も設けられたが、「殺人」は他の訴因と重複することになり、有罪の認定には使われなかった。

7、法廷でのやり取りにみる「軍国支配者の精神形態」(丸山眞男)

○既成事実への屈伏

私とその立場についてときは既にそう決まっていた。自分には判断の余地はなかった、それ以外に選択肢はなかった、と主張するような傾向。

○権限への逃避

厳密な職務権限を理由に自分の責任回避をする。つまり、私にはそのことに対する職務権限はない、と主張するような傾向。

8 判決

○1948年11月4日～12日、25被告に判決(絞首刑7名、終身禁固16名、有期刑2名)

【※厳密には、南京事件の責任で絞首刑となった松井石根はB C級の戦犯】

9、判決の後

○1948年12月23日 巣鴨プリズン(現・サンシャインシティ)で7被告が絞首刑

○この後、2次・3次の裁判は行われず、残ったA級戦犯容疑者たちは釈放されていった。後に政財界や裏社会で活躍した岸信介、児玉誉士夫、笹川良一なども釈放された。(戦後の国際社会の動き・米ソ冷戦などで戦犯処罰免除の方向へ)

10、○ウェブ裁判長の個別見解⇒「天皇の免責」を行うべきでない。

○インド・パル判事の反対意見⇒「平和に対する罪」は事後法、全員の無罪を主張(このパル判事の意見は、現在まで、日本の保守層に根強い東京裁判批判の根拠のひとつにされることが多い)

11、日本人の手による戦争責任の追及はなされなかったのか

日本共産党は開戦記念日の1945年12月8日、全国の主要都市で戦争責任追及人民大会を開催した。東京では神田・共立講堂で行われ、天皇皇后をはじめとする戦争犯罪人名簿が発表された。しかし、この動きが日本全体に大きく広がることはなかった。

12、文学者や映画人の場合

○『文学時標』が戦争協力した高村光太郎などを厳しく糾弾、光太郎は戦後、花巻郊外で隠遁生活をするようになる。

○映画人の場合は、仲間同士で積極的に戦争責任を追及することはなかった。

【参加者の感想・意見】

○米国依存から抜け出せないのは、敗戦後、東アジア諸国、太平洋諸国の多くの人々に対し真の謝罪を回避、米国の後ろに隠れ、経済大国になったが為。真の民主主義国家、いまだに育たず。改めるに憚ることなかれ。米国と距離を置く独立国として、世界に信頼される国になってもらいたい。まずは謝罪、それから歩め。鈴木貫太郎内閣から宮内閣を選択してしまった。貫太郎が続けていたなら、一億総懺悔、無かった筈。

(阿佐美良雄)

○GHQのA級戦犯19名はなぜ釈放されたのでしょうか。その中に、安倍の祖父、岸や児玉、笹川など、その後も悪事をはたらいた人たちがいる。彼らこそ、今の日本の悪の見本のような人間たちである。「釈放」はあまりに軽かったと思います。絞首刑になった7戦犯と他のA級戦犯にはどこに違いがあったとされているのでしょうか。勉強したいと思います。(小貫紘子)

○今回もたくさんの資料とお話、ありがとうございました。戦後、戦争責任を問われ、「被告人全員が、唯一人として、この戦争を引き起こすことを欲していなかった」とか、「天皇は戦争を望まなくても、許可を差し控えることができなかった」とか、声を出さないことが、許可をしてしまったことが、どれほどたくさんの人々に言葉にならない苦痛を与えたか…。えらい方たちは現場に行かないから、本当の苦しさがわからないのでしょうか。ただ、戦後間もない1945年12月8日に、全国で戦争責任追及人民大会が開かれたこと、たくさんの方が集まり声を出していたこと、知りませんでした。すごいと思いました。(定方佐知子)

一文責(設楽春樹)一